

# 岩手大学研究生規則

平成16年4月1日 制定  
平成29年4月1日 最終改正

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則（以下「大学学則」という。）第76条第2項及び国立大学法人岩手大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第47条第2項の規定に基づき、研究生に関して必要な事項を定める。

## (入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。

## (入学資格)

第3条 学部研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学士の学位を有する者
- 二 大学2年修了以上の学力を有する者
- 三 学部教授会において、前2号と同等以上の学力があると認められた者

第4条 大学院研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士課程の大学院研究生は、修士の学位を有する者
- 二 博士課程の大学院研究生は、博士の学位を有する者
- 三 研究科教授会（総合科学研究科にあっては専攻教授会。以下同じ。）において、前2号と同等以上の学力があると認められた者

## (出願手続)

第5条 研究生として入学を志願する者は、所定の期間内に別に指定する関係書類に検定料を添えて学長に願出しなければならない。

## (選考)

第5条の2 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

## (入学許可)

第5条の3 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、所定の手続きをとるとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを経た者に対し、入学を許可する。

## (検定料、入学料及び授業料)

第6条 検定料、入学料及び授業料の額は、岩手大学における授業料その他の料金に関する規則に定める額とする。

2 授業料は、在学期間に応じ、6月分に相当する額を4月及び10月にそれぞれ納付しなければならない。

(研究費用の負担)

第7条 実験実習に要する材料費等については、その一部又は全部を研究生に負担させることができる。

(在学期間)

第8条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、学部教授会又は研究科教授会が必要と認めた場合は、在学期間を延長することができる。

(研究報告書)

第9条 研究生は、所定の期日までに、学部長又は研究科長に、研究報告書を提出しなければならない。

2 学部教授会又は研究科教授会は、研究報告書を審査し、その合否を判定する。

(研究証書)

第10条 学長は、学部長又は研究科長の報告に基づき、研究報告書の審査に合格した者に対して、研究証書を授与する。

(退学)

第11条 当該在学期間の中で退学しようとする者は、所定の退学願にその理由を記載し、学部長又は研究科長を経て学長に願い出、その許可を得なければならない。

(除籍)

第12条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学部教授会又は研究科教授会の議を経て除籍する。

- 一 研究報告書を提出しない場合
- 二 本学の規則に違反し、又は研究生の本分に反する行為があった場合
- 三 授業料の納付を怠った場合

(規定の準用)

第13条 研究生については、この規則に定めるもののほか、大学学則及び大学院学則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年2月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年9月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。